

委託契約書

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、公立大学法人福島県立医科大学附属病院の診療材料等調達・供給・管理及び医薬品、検査試薬の調達供給業務について、適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とし、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）業務名

診療材料等調達・供給・管理及び医薬品、検査試薬の調達供給業務

（2）業務の内容

別添仕様書のとおり

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（処理の方法）

第3条 乙は、委託業務を別添の仕様書に従って実施しなければならない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、

円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで別紙1「支払い金額一覧」のとおり乙に支払うものとする。

なお、法改正等により消費税率が改正された場合は、契約期間内にあっても支払日における消費税率を適用する。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（実績報告）

第6条 乙は、毎月その前月分の委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は業務が業務仕様書に適合しないと認めたときは、乙に対して業務改善指示を行うことができる。乙はこの指示を受けたときは、速やかにこれを実行しなければならない

ない。

(確認等)

第7条 甲は、乙から報告書の提出を受けたときは、これを検査し、相当と認めるときは当該報告書の引き渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、報告書を甲に引き渡した時は、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払いの請求があったときは、翌月末までに委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委託業務の変更)

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 本契約期間中に公租公課の変動、物価の上昇、最低賃金の変動その他の相当と認められる事情があったときは、委託料や本契約条項等について甲乙で協議できるものとする。

3 前項による協議の結果、委託料や本契約条項等について内容を変更する場合は、変更契約書または覚書等を締結できるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に作業完了の見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に期限延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に作業が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、遅延部分に相当する金額に、年2.5%

の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

（再委託等の禁止）

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は前項ただし書きの規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先等を書面で甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第13条 乙は、本契約に定める権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は前項ただし書きの規定により甲に承認を求める場合は、譲渡又は引受先等を書面で甲に提出しなければならない。

（甲の解除権及び契約が解除された場合等の違約金）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は契約期間中にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙から次条による事情によらないで契約解除の申出があったとき。
- (4) 第12条の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として支払金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

（1）前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

（2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

4 第 2 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 1 1 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第 1 項の規定により契約を解除したときは、乙は、第 2 項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日

数に応じ、支払金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、乙の責に帰さない事由により次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため、委託料額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

2 前項に基づく契約解除によって乙に損害を及ぼしたときは、乙が算定する損害額を甲は乙に納付しなければならない。

(委託業務の中止)

第16条 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止申出書を甲に提出し、甲と協議の上この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、損害賠償責任保険に加入するものとし、保険契約を締結したときは、その証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(談合による損害賠償)

第18条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号または第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明

治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は同法第 1 9 8 条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(法令上の責任)

第 1 9 条 乙は、当該業務に関する職員の身分・思想・風紀・衛生・厚生・福利・規律及び労働基準法に基づく労働条件、その他関係法令の適用について、全ての責任を負わなければならない。

- 2 乙は、契約開始時に胸部 X 線—p 検査で異常なしと確認された者及び B 型ワクチン接種をした者を従事させなければならない。ただし対象者については、検体搬送および滅菌業務に係わる者とする。

(個人情報の取扱)

第 2 0 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(不測の事故)

第 2 1 条 委託業務中における、乙の従業員の不測の事故による負傷、疾病については、甲は、その責めを負わないものとする。

(事故発生時の対応手順)

第 2 2 条 乙は、委託業務上での事故が発生した場合には、速やかに甲に報告し指示を受ける。本件委託業務に関する事故発生時の対応手順については、別紙 3 のとおりとする。

(研修の実施)

第 2 3 条 乙は、委託業務の実施にあたり、従業員の意識の徹底を図り、その資質向上のための研修を実施するとともに、その結果を甲に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第 2 4 条 この契約に対し疑義が生じたとき、および、契約に定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議のうえ決定する。

- 2 甲乙のいずれかが、本契約の内容を変更しようとする場合、その内容を書面にして

相手方に申し出て承諾を得るものとする。

- 3 前項において、本契約内容に変更が生じた場合、甲乙は、新たに変更契約を交わすものとする。

(施設の利用)

第25条 乙が甲に対して業務を提供するために必要な、甲の施設内の設備備品・スペース並びに光熱・用水・電力を無償にて利用できる。また甲は、職員食堂の利用等、可能な限りの便宜を乙の職員に対して図る。なお、甲の敷地内は全面禁煙であるため、乙の職員は敷地内での喫煙をしてはならない。

(守秘義務)

第26条 乙及び乙の従事者は、業務の履行に関して知り得た甲の情報等を他に漏らし、又は業務の履行以外の目的で利用してはならない守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 開示の時点で公知のものまたは乙の責に帰すべき事由によらずして公知となったもの
- (2) 第三者から機密保持を負うことなく適法に取得したもの
- (3) 開示の時点ですでに保有しているもの
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられているもの

- 2 甲は、乙が守秘義務に違反し、甲が損害を被り、その責が乙にあると甲が証明できた場合、相応の損害賠償を請求できることとする。

- 3 甲乙立場が逆の場合も同様とする。

(その他)

第27条 この契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

(紛争の解決方法)

第28条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 4月 1日

甲 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

印

乙

印

支払い金額一覧

(単位:円)

	支払い金額(税込)
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
合計	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、甲の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

委託業務に関する事故発生時の対応手順

1 目的

公立大学法人福島県立医科大学附属病院内において、委託業務に関連して業務上の事故（以下「事故」という。）が発生した場合の対応手順を定め、被害の拡大を防ぎ、迅速な対応を図ることを目的とする。

2 対象

(1) 対象業務

医事課が所管する委託業務

(2) 対象者

委託業務の委託者及び受託者

3 対応手順

(1) 事故発生の確認

事故を起こした者又は事故を発見した者（以下「事故関係者」という。）は、事故が発生した場合は速やかに確認すること。

ア どのような事故か

イ いつ発生したのか

ウ どこで発生したのか

エ 被害者の有無について

オ 二次災害の危険性の有無について

(2) 事故発生の連絡

ア 事故関係者は、上記（1）により事故の内容を確認後、4に定める緊急連絡表に基づき、直ちに事故発生の旨を医事課の責任者又は担当者（以下「医事課関係者」という。）へ連絡のうえ、その指示を受ける。

イ 医事課関係者は、直ちに現場の状況確認を行う。

ウ 医事課関係者は、被害者がある場合、直ちに当院救命救急センター外来へ連絡のうえ、被害者の受入等を手配する。

オ 医事課関係者は、必要に応じて、消防署、警察署等の関係機関へ連絡する。

(3) 初期対応

ア 事故関係者又は委託業務の受託責任者（以下「受託責任者」という。）並びに医事課関係者は、可能な範囲で被害の拡大を防ぐための応急処置をする。

イ 事故関係者又は受託責任者並びに医事課関係者は、第三者などへ危害が及ばないよう、事故現場を立入禁止にするなど、二次災害の防止に努める。

ウ 事故関係者又は受託責任者並びに医事課関係者は、被害者がいる場合、当院救命救急センター外来に移送するなど、救急処置に努める。

(4) 被害程度の確認及び報告

ア 事故関係者は、事故による被害の程度など、事故の全体状況を確認のうえ、受託責任者及び医事課関係者へ報告する。

イ 事故関係者は、被害者がある場合、その被害の程度を確認のうえ、受託責任者及び医事課関係者へ報告する。

ウ 医事課関係者は、上記ア及びイの報告を受けた場合、速やかに病院長及び事務局次長へ報告する。

(5) 被害者、患者の対応

ア 医事課関係者は、被害者がある場合、特に患者が被害者の場合、事務局次長と連携のうえ、迅速に対応する。

イ 医事課関係者は、被害者の住所・氏名・年齢・勤務先等の情報を速やかに収集し、必要に応じて、その家族又は勤務先へ連絡する。

(6) 事故原因の調査及び特定

事故関係者は、事故の全体像を把握したうえで、事故発生時の原因を調査し、事故原因を特定する。

(7) 事故報告書の作成

ア 受託責任者は、事故が発生した場合には、事故の概要や経過がわかる資料等を添付のうえ、事故報告書を作成し、医事課関係者に速やかに報告する。

イ 医事課関係者は、上記アの報告を受けた場合、病院長及び事務局次長へ報告する。

ウ 事後の処理結果についても上記ア及びイを準用する。

(8) 被害箇所の復旧

受託責任者は、被害箇所があった場合、速やかに被害箇所の復旧に努めるものとする。

4 緊急連絡表

委託者と受託者の双方とも委託業務における事故発生に対応するため、緊急連絡表を作成する。

5 その他留意事項

(1) 事故責任範囲の明確化

ア 受託者の過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負う。

イ その他詳細については、各委託契約書において定めるものとする。

(2) 損害保険加入の確認

詳細については、各契約書において定めるものとする。

(3) 受託者の担当職員の交代

ア 託責任者や担当者が交代する場合は、契約に則り、必ず経歴書を添付した変更届を提出させる。

イ 上記アの交代による事務引継は、業務に支障が出ないように、時間をかけて綿密に実施させる。